

平成 2 4 年度 建設副産物実態調査

調 査 要 領

平 成 2 4 年 度

国 土 交 通 省

目 次

	頁
I 調査の目的について	1
II 調査内容について	2
2. 1 調査の概要	2
2. 2 利用量・搬出先調査の実施方法	3
2. 3 施設調査の実施方法	8
III 調査への回答方法（利用量・搬出先調査）	11
3. 1 調査票作成にあたっての元請業者の役割	11
3. 2 調査票入力・回収について	11
IV 利用量・搬出先調査の依頼方法	12
4. 1 依頼内容	12
4. 2 利用量・搬出先調査依頼機関	13
V 調査票の配布・回収方法	15
5. 1 配布・回収	15
5. 2 調査結果のチェック	20
VI スケジュール	22

I 調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約2割^{*1}を占める建設廃棄物の再資源化等率は93.7%となっており、平成17年度の92.2%からやや上昇しています。また、建設発生土の利用率は78.6%となっており、平成17年度の80.1%から下降しています（平成20年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約24%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。また、従来、建設廃棄物の受け皿となってきた最終処分場の残余容量が逼迫してきているとともに、今後、高度成長期に建設された建物の更新期を迎えることなど建設廃棄物の排出量が増大することが見込まれており、リサイクルや減量を促進することが緊急の課題となっています。

国土交通省では、平成7年度、平成12年度、平成17年度と基本的に5年周期で建設副産物の実態を把握するために、「**建設副産物実態調査**」（以下、「**センサス**」という。）を実施してきました。これらの調査結果は、建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、『**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**』（以下、「**建設リサイクル法**」という。）や「**建設リサイクル推進計画2008**」などの諸施策の策定及びその進捗状況の把握等に役立ててきました。

今後も、全国の建設副産物の実態に関するデータを継続して蓄積することが必要なことや、「建設リサイクル推進計画2008」の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のために基礎情報を把握するため、平成24年度建設副産物実態調査（以下、「**H24センサス**」という。）を実施します。

H24センサスは、①**利用量・搬出先調査**、②**再生処理施設の稼働実態調査**（以下、「**施設調査**」という。）の2つの実態調査から構成されています。

なお、センサスは、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、総務省の承認を受けて実施する調査です。

表1 建設副産物実態調査の実施年度（調査対象工事年度を示す）

	平成7 1995	8	9	10	11	12 2000	13	14 2002	15	16	17 2005	18	19	20 2008	21	22	23	24 2012
①利用量・ 搬出先調査	◎					◎		◎			◎			◎				◎
②施設調査	◎					◎		◎			◎			◎				◎
総量調査	◎					◎		◎			◎			×				×

注) 調査内容

- ①利用量・搬出先調査：建設資材利用総量や再生資源の利用率の把握、
建設副産物の搬出総量や搬出先実態の把握
- ②施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査

本調査は、統計法第19条に基づく一般統計調査であり、調査により得られた情報は、統計調査の目的以外のために利用することはありません。

*1 「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成20年度実績）について」（環境省）による産業廃棄物業種別排出量のうち建設業の占める割合は18.9%となっている。

Ⅱ 調査内容について

2. 1 調査の概要

(1) 調査項目の概要

H 2 4 センサスで実施する 2 つの調査の調査項目の概要は、次のとおりです。

①利用量・搬出先調査

- ・ 建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）
- ・ 建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元
- ・ 建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

②施設調査

- ・ 中間処理施設等の設置状況、処理能力
- ・ 最終処分場の設置状況、残余容量
- ・ 再資源化施設での再資源化・減量化・最終処分状況

(2) 調査区分

H 2 4 センサスで実施する「①利用量・搬出先調査」、「②施設調査」の調査区分は、下図のとおりです。

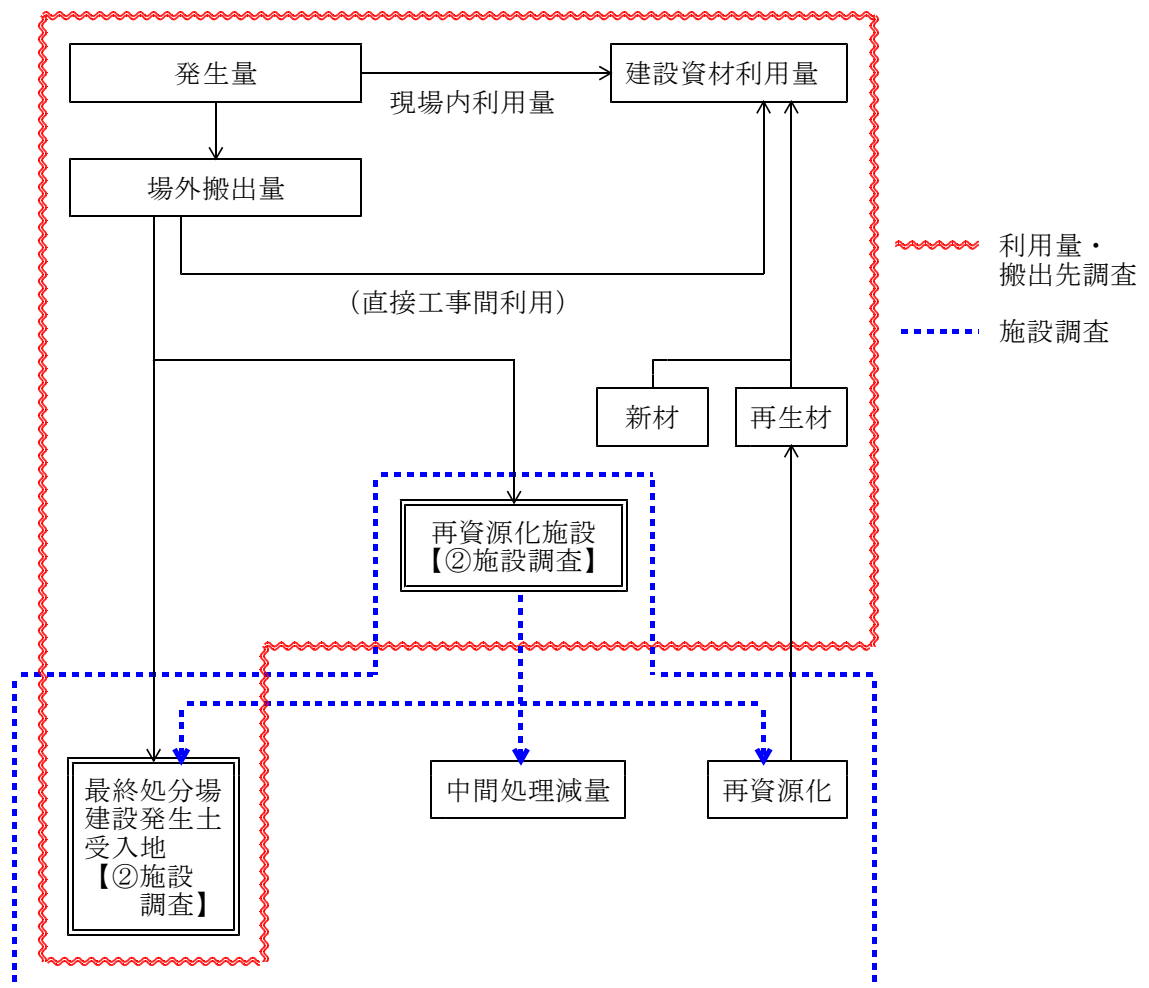
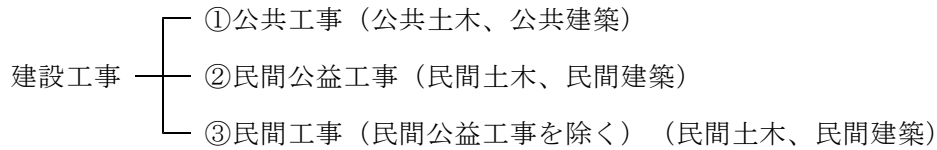


図1 H 2 4 センサスの調査区分

(3) 工事区分

調査は、下図の①～③の区分で行います。



注）民間公益工事：電力、ガス、電気通信、鉄道の各社が発注する工事

2. 2 利用量・搬出先調査の実施方法

(1) 調査の位置づけ

発注機関別、都道府県別の建設資材利用量及び再生資材の割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的に行います。

(2) 調査概要

利用量・搬出先調査は調査対象により、①公共・民間公益工事と②民間工事（民間公益工事を除く）に分かれます。それぞれの調査の概要（調査対象工事、調査票記入者、調査の目的）は、次のとおりです。

①利用量・搬出先調査（公共・民間公益工事）

- ・調査対象工事：平成24年度中に完成し、かつ、請負金額100万円以上の工事全て
- ・調査票記入者：公共・民間公益工事の元請業者
- ・調査の目的：建設資材利用量及び供給元種類・住所等、建設副産物発生量・場外搬出量及び搬出先・住所等を把握するため。

②利用量・搬出先調査（民間工事（民間公益工事を除く））

- ・調査対象工事：民間工事のうち、次のa)及びb)の工事
 - a) 平成24年度（通年）に完成した「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）で定められた一定規模以上の工事
 - b) 平成24年11月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事
- ・調査票記入者：民間工事（民間公益工事除く）の元請業者
- ・調査の目的：建設資材利用量及び供給元種類・住所等、建設副産物発生量・場外搬出量及び搬出先・住所等を把握するため。

(3) 調査票記入者と対象工事

調査票記入者は、工事の元請業者とします。

調査対象工事の期間は、**平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間）に完成した建設工事を対象**に実施します。

したがって、平成23年度以前に着工した工事であっても、平成24年度に完成した工事は対象になります。また、平成24年度に着工した工事であっても、平成25年度以降に完成する工事は含みません。**記入する数量は、原則として*着工から完成までの全工期中の量を対象**とします（図2参照）。

※例外事項：複数年度にまたがる国債工事等の取扱いについて

請負金額は、当該年度の**年割り額（発注者に確認のうえ記入）**を記入し、工事内容については**当該年度分**の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量等のみ記入することとします。

①公共工事、民間公益工事は、請負金額100万円以上の工事全てが調査対象となります。

②民間工事（民間公益工事を除く）は、「資源有効利用促進法」に定められた一定規模以上に該当する工事（通年分）及び平成24年11月に完成した請負金額100万円以上の全ての工事*が対象となります。

※建設工事全体における建設副産物の発生量・搬出量等の実態を的確に把握するためには、規模の小さな工事の実態も把握する必要があります。民間工事の場合、一定の調査精度を確保する上で必要な工事件数を捕捉するため、1か月間については請負金額100万円以上の工事を対象としています（建設資材の利用量の大小や有無、及び、建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず請負金額100万円以上の全ての工事が対象）。

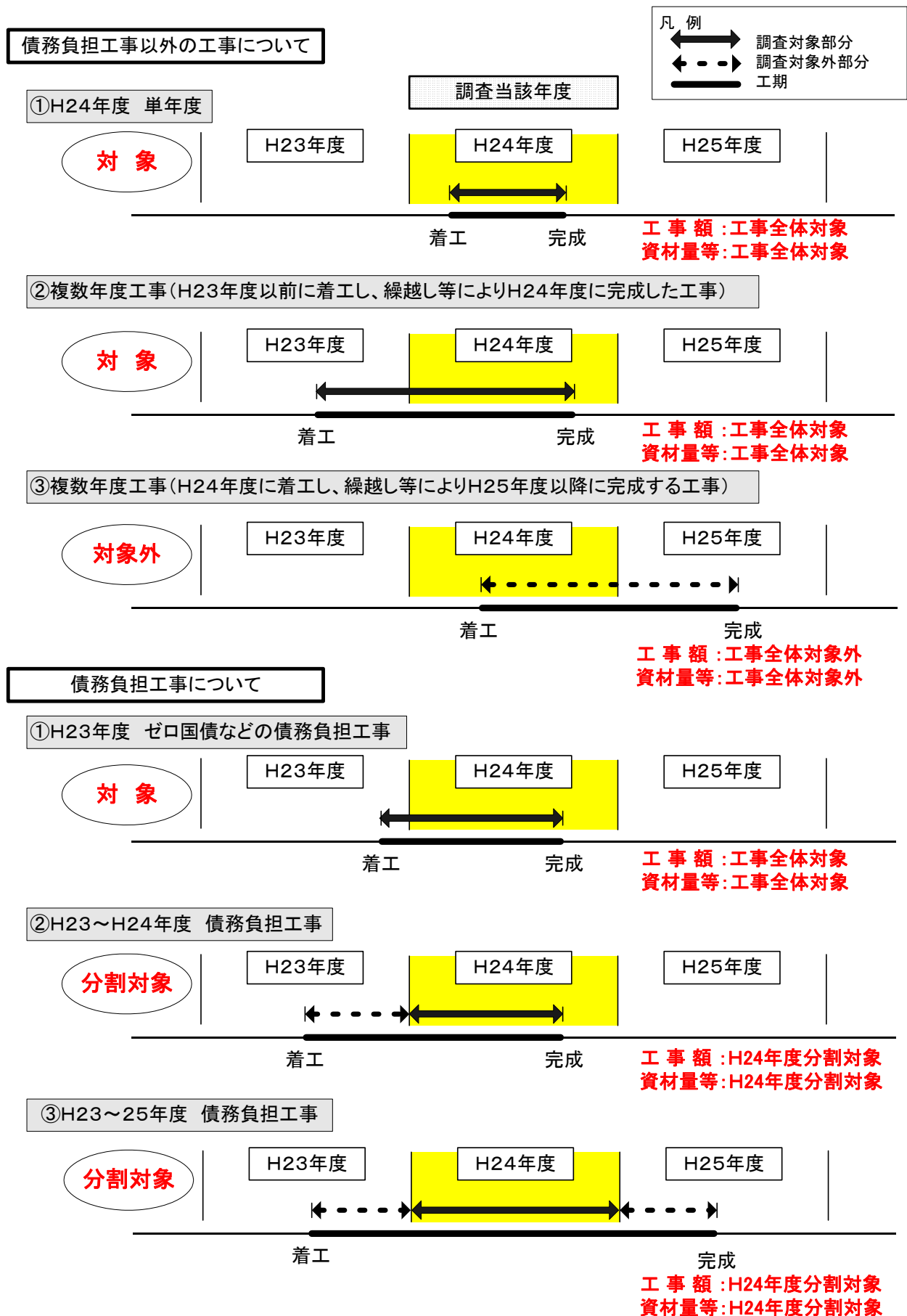


図2 利用量・搬出先調査の調査対象工事の期間

表 2 利用量・搬出先調査の調査対象機関と調査対象工事

	小 区 分	調査対象工事	記入者	調査対象工事規模
公共工事	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事	公共工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成	全ての工事 (請負金額 1 0 0 万円以上)
	農林水産省直轄 その他の国の機関	地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事		
	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事		
	都道府県	都道府県及びその外郭団体の発注工事		
	政令市	政令指定都市及びその外郭団体（地下鉄含む）の発注工事		
	市町村 (政令市除く)	東京 2 3 区、政令市以外の市町村及びその外郭団体の発注工事		
民間公益工事 ・電力 ・ガス ・電気通信 ・J R ・大手私鉄各社		各地方の電力会社、ガス会社、電気通信系会社、J R、大手私鉄各社の発注工事	民間公益工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成	全ての工事 (請負金額 1 0 0 万円以上)
	電力	北海道電力、東北電力、北陸電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力、電源開発		
	ガス	北海道ガス、北陸ガス、東京ガス、京葉瓦斯、東邦ガス、中部瓦斯、大阪ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス		
	通信	東日本電信電話、西日本電信電話、N T T コミュニケーションズ、K D D I、ソフトバンクテレコム		
	鉄道	北海道旅客鉄道、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道、四国旅客鉄道、九州旅客鉄道、日本貨物鉄道、東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道、西日本鉄道		
民間工事 (民間公益工事を除く)		下記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事（個人発注も含む） ・社団法人日本建設業連合会、 ・社団法人プレハブ建築協会、 ・社団法人日本ツーバイフォー建築協会、 ・社団法人日本木造住宅産業協会、 ・一般社団法人日本道路建設業協会 ・一般社団法人全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会 ・社団法人全国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会	民間工事の元請業者 J V 工事については、代表会社を作成	民間工事のうち、以下の①及び②の工事を対象 ①平成 2 4 年度（通年）に完成した「資源有効利用促進法」に定められた一定規模以上の工事 ②平成 2 4 年 1 1 月に完成した「請負金額 1 0 0 万円以上」の全ての工事

表2に示した「民間工事」の調査対象工事規模のうち、「①平成24年度（通年）に完成した「資源有効利用促進法」で定められた一定規模以上の工事」の具体的な規模は表3-1のとおり。また、「②平成24年11月に完成した「請負金額100万円以上」の全ての工事」の調査対象工事の期間は表3-2のとおり。

表3-1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事（民間工事の調査対象①）

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000㎡以上 2. 碎石・・・・・・・・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000㎡以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 } 合計 200t以上

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて回答してください。

※資源有効利用促進法に基づく省令、通達

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（H3建設省令第19号）において、建設工事業業者は再生資源の利用を原則とし、一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています（第8条）。

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）において、建設工事業業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています（第7条）。

また、「再生資源の利用の促進に関する法律の施行について」（平成3年10月25日付け通達、建設省経建発第224号（建設経済局長から建設業者団体の長あて）及び、建設省経建発第225号（建設経済局建設業課長から建設業者団体の長あて））により、再生資源利用〔促進〕計画の作成の周知徹底の依頼及び計画書の様式（参考）の指示を行っています。

表3-2 利用量・搬出先調査の調査対象工事の期間（民間工事の調査対象②）

パターン	対象/対象外	H23年度	H24年度												H25年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
パターン①	対象外	●	●	●	●										
パターン②	対象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
パターン③	対象外		●	●	●	●	●								
パターン④	対象				●	●	●	●	●	●	●				
パターン⑤	対象外						●	●	●	●	●	●	●		
パターン⑥	対象外									●	●	●	●	●	
パターン⑦	対象外											●	●	●	●

(4) 調査項目

1 件工事ごとに調査票を作成し、調査項目は次のとおりです。なお、H 2 4 センサス調査項目を具備していれば、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 7 条」に基づいて作成した記録を提出しても構いません。

①工事概要

工事発注機関、請負業者、工事名、請負金額、延床面積（建築・解体工事の場合のみ）、工事施工場所、工期等

②建設資材利用実績

建設資材の利用実績、再生資源利用実績、再生資源の供給元等

③建設副産物搬出実績

建設副産物（建設廃棄物、建設発生土）の発生量、現場内利用・減量化量、場外搬出状況、再資源化施設への搬出状況、最終処分場等への搬出状況、運搬距離等

2. 3 施設調査の実施方法

(1) 調査の位置づけ

建設副産物の中間処理施設、最終処分場等の立地状況・処理能力等を調査するとともに、建設副産物の再資源化施設からの流れについて調査することを目的としています。

(2) 調査概要

施設調査の概要（調査対象、調査票記入者、調査の目的）は、次のとおりです。

- ・ 調査対象：建設副産物を取り扱う中間処理施設、最終処分場等
- ・ 調査票記入者：建設副産物を取り扱う中間処理施設、最終処分場等の事業者
- ・ 調査の目的：建設副産物の処理状況の把握。

(3) 調査対象者と調査対象施設

施設の立地状況を把握するための調査（照会）は、都道府県、政令市の土木部局および都道府県、政令市の廃棄物部局を対象とします。施設の稼働実態を把握するためのアンケート調査は、施設保有業者を対象とします。

調査対象となる施設の種類の、建設発生土利用促進施設、建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場で詳細は次頁のとおりです。

①建設発生土利用促進施設

- ・ストックヤード（特定工事専用、自社専用のものを除く）
- ・土質改良プラント（建設発生土に石灰、セメント等を混合し、粒度調整等を行う定置式の施設をいう）
- ・建設発生土受入地（いわゆる残土処分地。最終処分場は含まない）

②建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場

表 4 調査対象施設一覧（廃棄物処理法における許可区分別）

	調査対象施設		施設許可（法 15 条・施行令第 7 条）
		廃棄物処理法上の許可対象品目	
中間 処理 施設	建設廃材処理施設 （コンクリート塊、アスファルト塊破砕施設）	がれき類	○破砕5t/日超
	建設発生木材処理施設 （チップ化、焼却等）	木くず	○破砕（チップ化）5t/日超 ----- ○焼却（次のいずれかに該当するもの） ・処理能力200kg/時以上 ・火格子面積2m ² 以上
	建設汚泥処理施設 （脱水、天日乾燥、機械乾燥、焼成等）	汚泥	○脱水10m ³ /日超 ----- ○乾燥10m ³ /日超 天日乾燥100m ³ /日超 ----- ○焼却（次のいずれかに該当するもの） ・処理能力5m ³ /日超 ・処理能力200kg/時以上 ・火格子面積2m ² 以上
	建設混合廃棄物処理施設 （選別、破砕、圧縮等、焼却）	がれき類、木くず、廃プラスチック類、紙くず、ガラス陶磁器くず 等	○破砕5t/日超 ----- ○焼却（次のいずれかに該当するもの） ・処理能力200kg/時以上 ・火格子面積2m ² 以上
	廃塩化ビニル管・継手処理施設 ※塩化ビニル管・継手協会の「塩化ビニル管受入拠点」も調査対象に含む	廃プラスチック類	○破砕5t/日超 ----- ○焼却（次のいずれかに該当するもの） ・処理能力100kg/日超 ・火格子面積2m ² 以上
	廃石膏ボード処理施設	がれき類	○破砕5t/日超
	安定型最終処分場	がれき類、廃プラスチック類、金属くず等 （水面埋立を除く）	○全ての安定型最終処分場
最終 処分 場	管理型最終処分場	汚泥、紙くず、木くず等	○全ての管理型最終処分場

(4) 調査項目

①対象施設の立地状況の照会

都道府県、政令市の土木部局で把握している建設発生土利用促進施設（建設発生土ストックヤード、土質改良プラント、建設発生土受入地）及び都道府県、政令市の廃棄物部局保有の中間処理施設及び最終処分場の施設許可（廃棄物処理法１５条）のリストより立地状況等を照会、更新

- 事業所名、所在地、受入品目の種類、施設の種類、連絡先等

②対象施設の稼働実態調査

- 事業所概要（会社名、事業所名、事業所所在地、事業所TEL、事業所FAX等）
- 施設の種類
- 施設能力、最大年間実稼働日数、受入品目
- 受入料金、販売料金
- 処理フロー（再資源化施設での出荷量、減量化量、最終処分量、ストック量、新材混入量等）

Ⅲ 調査への回答方法（利用量・搬出先調査）

3. 1 調査票作成にあたっての元請業者の役割

H24 センサス「利用量・搬出先調査」を効率よく実施し、速やかにフォローアップするため、国土交通省のホームページで配布する「平成24年度建設副産物実態調査 入力システム」（以下、「H24 センサス入力システム」という。）を各社でダウンロードし、調査票を作成して下さい。また、作成した調査票は電子データで提出して下さい（配布・回収フロー参照 p.16～17）。なお、特に公共工事を中心にこれまで利用してきました「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）、あるいは国土交通省のホームページより配布する「建設リサイクルデータ統合システム—入力システム」（以下、「CREDAS入力システム」という。）で作成したデータを用いて詳細データを作成した場合は、「H24 センサス入力システム」で改めて作成・提出する必要はありません。

H24 センサス入力システムの入手方法

- ・国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/jittachousa/index.htm>) よりダウンロードして下さい。

なお、民間工事請負業者でパソコンの利用環境がない等の理由により、紙の「利用量・搬出先調査票」を併せて回収することも可能とします。ただし、回収した調査票は各地方「建設副産物対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）事務局単位で上記システムのデータに変換し、取りまとめたのちに国土交通本省に報告することとします。

「COBRIS」及び「CREDAS入力システム」、「H24 センサス入力システム」の詳細な内容及び運用方法は各システムの操作説明書を参照してください。「COBRIS」の活用・操作方法等に関する詳細事項は、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）（TEL：03-3505-0410）までお問い合わせください。

参照1：「COBRIS」の概要

「COBRIS」は、工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により、建設副産物のリサイクルや適正処理の推進を目的としたインターネットを利用したWEBオンラインシステムです。「COBRIS」には、「CREDAS」データの登録機能があり、「資源有効利用促進法」および「建設リサイクル法」により義務づけられている書類の作成、建設副産物実態調査の「利用量・搬出先調査」の作成を行うことができます。「COBRIS」を利用するには、ユーザー登録（有料）が必要です。詳細は上記JACICまでお問い合わせください。

参照2 「CREDAS入力システム」の概要

「CREDAS入力システム」は、「資源有効利用促進法」および「建設リサイクル法」により義務づけられている書類の作成、建設副産物実態調査の「利用量・搬出先調査票」の作成を電算上で行うことを目的としたオフラインのシステムです。ダウンロード（無料）はこちらから
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

3. 2 調査票入力・回収について

システムへの入力、原則として下記①の方法としますが、紙帳票で回答した調査票は②、③のいずれかの方法でシステムに入力することとします。

①元請業者が入力

発注者より元請業者に、「H24 センサス入力システム」もしくは「COBRIS」、「CREDAS入力システム」を利用して、利用量・搬出先調査票の入力を行い、データの登録（「COBRIS」の場合はWeb上に登録）あるいは提出（「H24 センサス入力システム」の場合）を行ってください。

②発注者が入力（公共・民間公益工事の場合）

紙の調査票で提出された利用量・搬出先調査票を公共・民間公益工事発注担当者がシステムに入力してください。

③取りまとめ窓口が入力（主に民間工事の場合）

紙の調査票で回収された利用量・搬出先調査票を各機関の取りまとめ窓口もしくは各地方連絡協議会事務局がシステムに入力してください。

Ⅳ 利用量・搬出先調査の依頼方法

4. 1 依頼内容

下記方法で各機関へ依頼します。

表 5 利用量・搬出先調査の依頼方法

①国土交通本省から各地方連絡協議会事務局、その他の国の機関へ	1) 国土交通本省から各地方連絡協議会へ調査依頼を行います。 2) 各地方連絡協議会事務局で担当する機関以外の国の機関の調査（国土交通本省、文部科学省、防衛省（沖縄防衛局を除く。））の依頼は、国土交通本省が行います。
②国土交通本省から建設業団体へ調査協力依頼（民間公益工事以外の民間工事） （実務は関東地方整備局）	1) 建設業団体に対し、民間工事（民間公益工事を除く）について、当該業団体加盟の建設業者に対し、調査協力を依頼します （社団法人日本建設業連合会、社団法人プレバ建築協会、社団法人日本ツバ・イフォー建築協会、社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本道路建設業協会、社団法人全国解体工事業団体連合会） 2) 複数の建設業団体に加盟している会社でも、1社に対して調査依頼が重複しないよう調整します。また、 <u>本社のみに調査依頼を行い、支社等には直接調査依頼を行いません。</u> 3) 各建設会社の本社は、支社等へ民間工事（民間公益工事を除く）の調査依頼を行ってください。
③各地方連絡協議会事務局から国土交通省直轄事務所、その他の国の機関、特殊法人等、都道府県、政令市、民間公益企業へ	1) 各地方連絡協議会事務局は、各公共・民間公益工事の発注機関へ調査依頼を行ってください。市町村（政令市を除く）については、管轄する都道府県を通じて依頼を行います。 2) 民間公益企業については、「表 7 各地方連絡協議会事務局の調査担当機関等一覧」を参照の上、送付を行ってください。 3) 各公共・民間公益工事の発注機関は、本庁・本社内及び支社・出先事務所等へ調査依頼を行ってください。各工事発注担当者は、工事元請業者へ調査依頼を行ってください。
④各地方連絡協議会事務局から建設業団体へ（民間公益工事以外の民間工事）	1) 各地方連絡協議会事務局は、各都道府県建設業協会に対し、民間工事（民間公益工事を除く）について、当該協会加盟の建設業者（③と重複する建設会社は除く）に対し、調査協力を依頼してください。 2) 基本的に各都道府県建設業協会等への加盟会社に直接送付することとします。ただし、各地方連絡協議会における地域事情により各都道府県建設業協会を通じて配布しても良いものとします。同一箇所への重複調査を避けるため、また配布・回収状況を把握するため、送付リストを作成してください。 3) 各建設会社の本社は、支社等へ民間工事（民間公益工事を除く）の調査依頼を行ってください。

4. 2 利用量・搬出先調査依頼機関

国土交通本省、各地方連絡協議会事務局から調査依頼及び利用量・搬出先調査票を配布する機関は、下表のとおりです。

表 6 利用量・搬出先調査依頼機関

	公共工事	民間公益工事	民間工事（民間公益工事を除く）
国土交通本省での配布	国土交通本省内 文部科学省 防衛省（沖縄防衛局を除く） ※調査票は国土交通本省で回収する		・ 社団法人日本建設業連合会 ・ 社団法人プレハブ建築協会 ・ 社団法人日本ツーバイフォー建築協会 ・ 社団法人日本木造住宅産業協会 ・ 一般社団法人日本道路建設業協会 ・ 社団法人全国解体工事業団体連合会の加盟会社（実務は関東地方整備局）
各地方連絡協議会での配布回収	【国】 ・ 国土交通省地方整備局 ・ 北海道開発局、沖縄総合事務局 ・ 農林水産省地方農政局等 ・ 沖縄防衛局 【特殊法人等】 ・ 東日本高速道路(株) ・ 中日本高速道路(株) ・ 西日本高速道路(株) ・ 首都高速道路(株) ・ 阪神高速道路(株) ・ 本州四国連絡高速道路(株) ・ 水資源機構 ・ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 中小企業基盤整備機構 ・ 都市再生機構 ・ 日本下水道事業団 ・ 環境再生保全機構 ・ 森林総合研究所 ・ 成田国際空港(株) ・ 中部国際空港(株) ・ 関西国際空港(株) ・ 関西国際空港用地造成(株) 【地方公共団体等】 ・ 都道府県、政令市、特別区、市町村の工事関係全部署（農林水産等の国土交通省所管工事以外の発注部局を含む。） ・ 水道、下水道等の地方公営企業。 ・ 住宅供給公社、土地開発公社、道路公社等の建設工事を発注する公社。	【電力】 ・ 北海道電力(株) ・ 東北電力(株) ・ 北陸電力(株) ・ 東京電力(株) ・ 中部電力(株) ・ 関西電力(株) ・ 中国電力(株) ・ 四国電力(株) ・ 九州電力(株) ・ 沖縄電力(株) ・ 電源開発(株) 【ガス】 ・ 北海道ガス(株) ・ 北陸ガス(株) ・ 東京ガス(株) ・ 京葉瓦斯(株) ・ 東邦ガス(株) ・ 中部瓦斯(株) ・ 大阪ガス(株) ・ 広島ガス(株) ・ 四国ガス(株) ・ 西部ガス(株) 【電気通信】 ・ N T T 東日本(株)、N T T 西日本(株)、N T T コミュニケーションズ(株)、K D D I (株)、ソフトバンクテレコム(株) 【鉄道】 ・ J R 各社 ・ 大手私鉄各社（東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、京成電鉄(株)、京王電鉄(株)、小田急電鉄(株)、東京急行電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、東京地下鉄(株)、相模鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)）	・ 各都道府県建設業協会加盟会社（ただし、国土交通本省から調査依頼される建設会社は除く） ※各加盟会社からの調査票の回収は、上記国土交通本省配布分を含め、建設会社の本社が所在する都道府県を管轄する各地方連絡協議会事務局へ提出してください。

表 7 各地方連絡協議会事務局の調査担当機関等一覧

(国土交通省地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、政令市、市町村、各都道府県建設業協会は各管轄の連絡協議会事務局が配布するため、下表では省略します)

北海道	【特殊法人等】東日本高速道路(株)北海道支社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局、中小企業基盤整備機構北海道本部、日本下水道事業団北海道総合事務所 【民間公益】北海道電力、北海道ガス、J R北海道	中部	【国の機関】東海農政局 【特殊法人等】水資源機構中部支社、中日本高速道路(株)(本社、名古屋支社)、中小企業基盤整備機構中部支社、都市再生機構中部本部、日本下水道事業団東海総合事務所、中部国際空港(株) 【民間公益】中部電力、東邦ガス、中部瓦斯、J R東海、名古屋鉄道
東北	【国の機関】東北農政局 【特殊法人等】東日本高速道路(株)東北支社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構青森新幹線建設局、中小企業基盤整備機構東北本部、日本下水道事業団東北総合事務所、 【民間公益】東北電力	近畿	【国の機関】近畿農政局 【特殊法人等】水資源機構関西支社、西日本高速道路(株)(本社、関西支社)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、中小企業基盤整備機構近畿本部、都市再生機構西日本支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所、環境再生保全機構大阪支社、関西国際空港(株)、関西国際空港用地造成(株) 【民間公益】関西電力、大阪ガス、N T T西日本、J R西日本、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、阪神電気鉄道
関東	【国の機関】関東農政局 【特殊法人等】東日本高速道路(株)(本社、関東支社)、中日本高速道路(株)(八王子支社、東京支社)、首都高速道路(株)、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(本社、東京支社、北陸新幹線建設局)、中小企業基盤整備機構本部(本部、関東本部)、都市再生機構(本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部、首都圏ニュータウン本部、千葉地域支社、神奈川地域支社、埼玉地域支社)、日本下水道事業団(本社、関東・北陸総合事務所)、環境再生保全機構、森林総合研究所、成田国際空港(株) 【民間公益】東京電力、電源開発、東京ガス、京葉瓦斯、N T T東日本、N T Tコミュニケーションズ、K D D I、ソフトバンクテレコム、J R東日本、日本貨物鉄道、東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道 【建設業団体】社団法人日本建設業連合会、社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会、社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本道路建設業協会、社団法人全国解体工事業団体連合会、一般社団法人全国建設業協会(調査依頼のみ。実務は各都道府県建設業協会を対象に各協議会事務局)	中国	【国の機関】中国四国農政局 【特殊法人等】西日本高速道路(株)中国支社、中小企業基盤整備機構中国本部、 【民間公益】中国電力、広島ガス
		四国	【特殊法人等】水資源機構吉野川局、西日本高速道路(株)四国支社、中小企業基盤整備機構四国本部、日本下水道事業団四国総合事務所 【民間公益】四国電力、四国ガス、J R四国
		九州	【国の機関】九州農政局 【特殊法人等】水資源機構筑後川局、西日本高速道路(株)九州支社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局、都市再生機構九州支社、日本下水道事業団九州総合事務所、 【民間公益】九州電力、西部ガス、J R九州、西日本鉄道
北陸	【国の機関】北陸農政局 【特殊法人等】東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線第二建設局、中小企業基盤整備機構北陸本部 【民間公益】北陸電力、北陸ガス	沖縄	【国の機関】沖縄防衛局 【特殊法人等】西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所、中小企業基盤整備機構沖縄事務所、日本下水道事業団沖縄事務所 【民間公益】沖縄電力

V 調査票の配布・回収方法

5. 1 配布・回収（配布・回収フロー参照 p. 16～18）

（１）「利用量・搬出先調査」公共工事、民間公益工事

- 1) 各地方連絡協議会は、国土交通省直轄事務所、農林水産省地方農政局、沖縄防衛局、特殊法人等の支社等、都道府県、政令市、民間公益企業の窓口で資料一式を配布します。ただし、都道府県の土木事務所等及び市町村（政令市除く）には、各都道府県を経由して配布してください。
- 2) 各発注機関の窓口は、資料一式を関係部署へ必要部数配布してください。発注担当者は調査対象工事の発注にあたり、資料一式を元請業者に配布し、特記仕様書等において利用量・搬出先調査票の提出を明記してください。
- 3) 発注担当者は工事完了後、元請業者から利用量・搬出先調査票を回収します。調査票回収状況、内容のチェックを行った後、各発注機関の窓口へ提出します。窓口では調査票を集約し、各地方連絡協議会の窓口へ提出してください。

ただし、都道府県の土木事務所等及び市町村（政令市除く）は所管の各都道府県の窓口へ調査票を集約し、各都道府県の窓口が各地方連絡協議会へ提出します。

※なお、各地方連絡協議会及び関係機関は、H24センサスの様式による記録を関係発注者及び元請業者へ周知徹底し、原則として電子データで集約することとし、旧様式の調査票で提出しないようにしてください

※電子メールの送受信を行う場合、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。

また、発注機関の窓口は調査結果の回収状況を把握し、提出の遅れている工事について督促を行い、調査対象工事の100%回収を目標とします。

- 4) 特殊法人等については、「表8 各地方協議会配布・回収担当一覧 特殊法人等」を参照し、調査票の配布・回収を行ってください。

農林水産省、民間公益の関係工事も同様に、調査票は調査依頼のあった本社または支社等でとりまとめを行い、その本社または支社等の所在する管轄の取りまとめ各地方連絡協議会窓口へ提出してください。

（２）「利用量・搬出先調査」民間工事（民間公益工事を除く）

国土交通本省は、各建設業団体より加盟会社に対して、自らが元請となる民間工事の利用量・搬出先調査票を管轄の地方連絡協議会に提出してもらうよう依頼するとともに、各建設業団体の加盟会社本社に調査票等の資料を一式配布します。

また、各地方連絡協議会は、各都道府県建設業協会より加盟会社に対して、利用量・搬出先調査票を提出してもらうよう依頼するとともに、各都道府県建設業協会加盟会社に調査票等の資料を一式配布します。

建設業団体の加盟会社が元請した民間工事の調査票は、本社で取りまとめ、本社所在の都道府県を管轄する連絡協議会事務局に提出することとします（p. 21 参照）。

※電子メールの送受信を行う場合、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。

※WEBオンラインシステムの「建設副産物情報交換システム」へ登録した工事について自動的に集約されるため、利用量・搬出先調査票の提出の必要はありません。

※H24センサス調査項目を具備していれば、「建設業に属する事業を行う者の再生資源利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条」に基づいて作成した記録を提出しても構いません。

（３）施設調査

- 1) 各地方連絡協議会は、国土交通本省から提供されるH20施設一覧表をもとに、各都道府県及び政令市へ施設情報の照会を行ってください。建設発生土利用促進施設は、各都道府県及び政令市の土木部局へ、建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場は各都道府県及び政令市の廃棄物部局へ照会します。
- 2) 各地方連絡協議会は、上記1)の照会結果をもとに、各事業所へ調査票等の資料を一式配布してください。

※電子メールの送受信を行う場合、調査票情報が保存されているファイルに対して、パスワードを設定したセキュリティ対策を行ってください。

【配布】

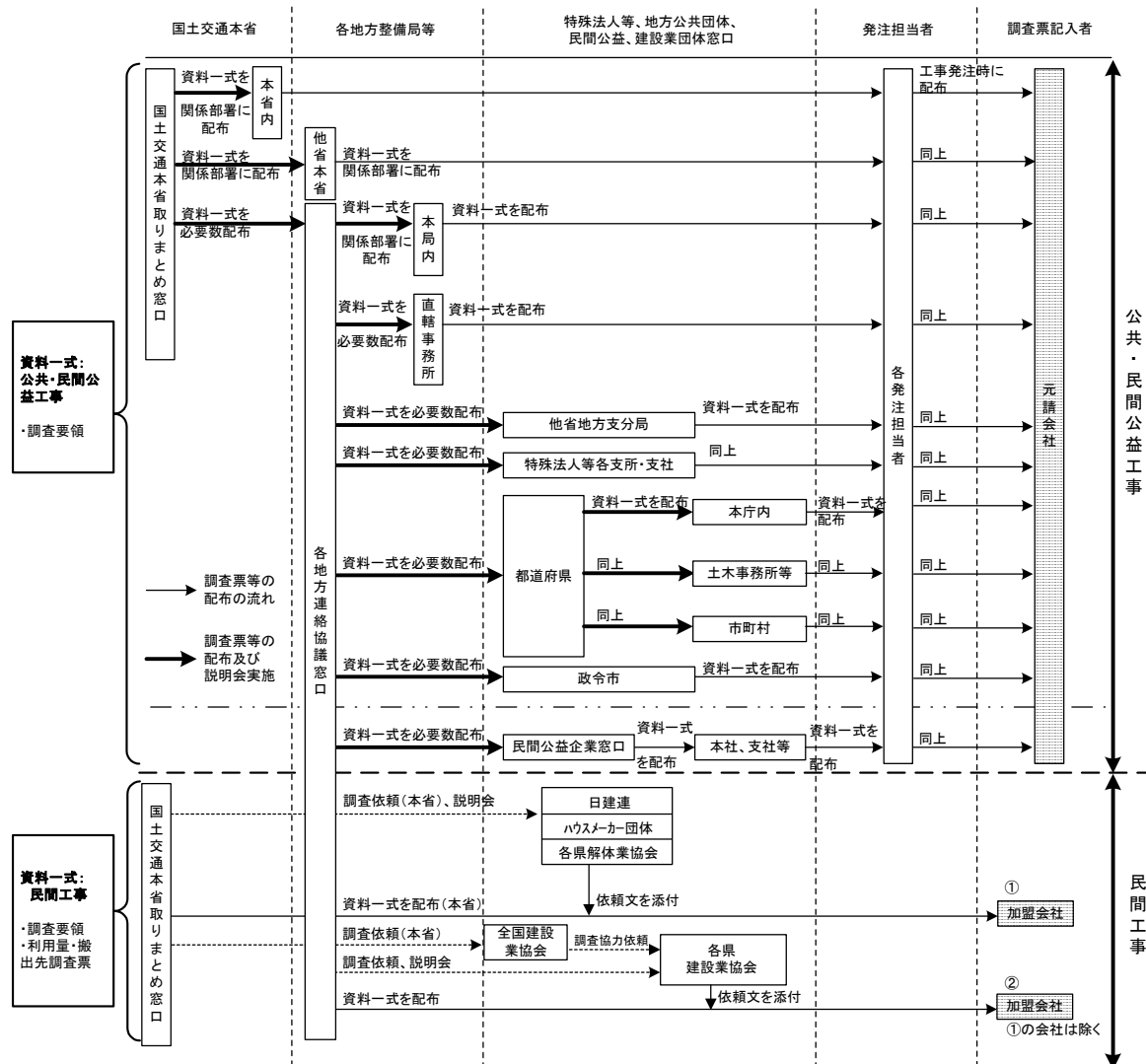
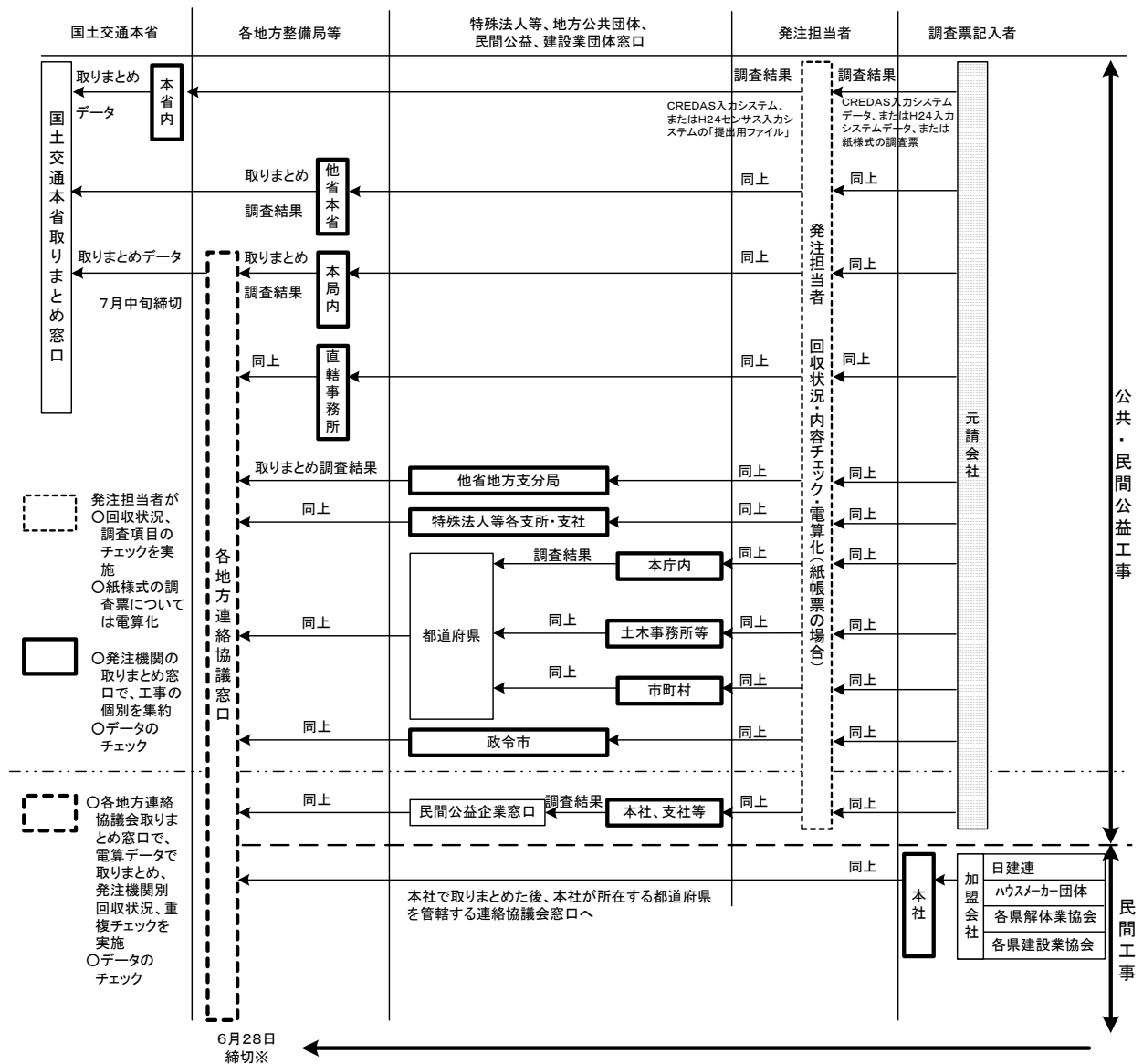


図3 配布・回収フロー（利用量・搬出先調査）

【回収】



※民間工事のうち、平成24年11月に完成した「請負金額100万円以上の全ての工事については、平成25年1月31日締切

図3 配布・回収フロー（利用量・搬出先調査）

【配布】

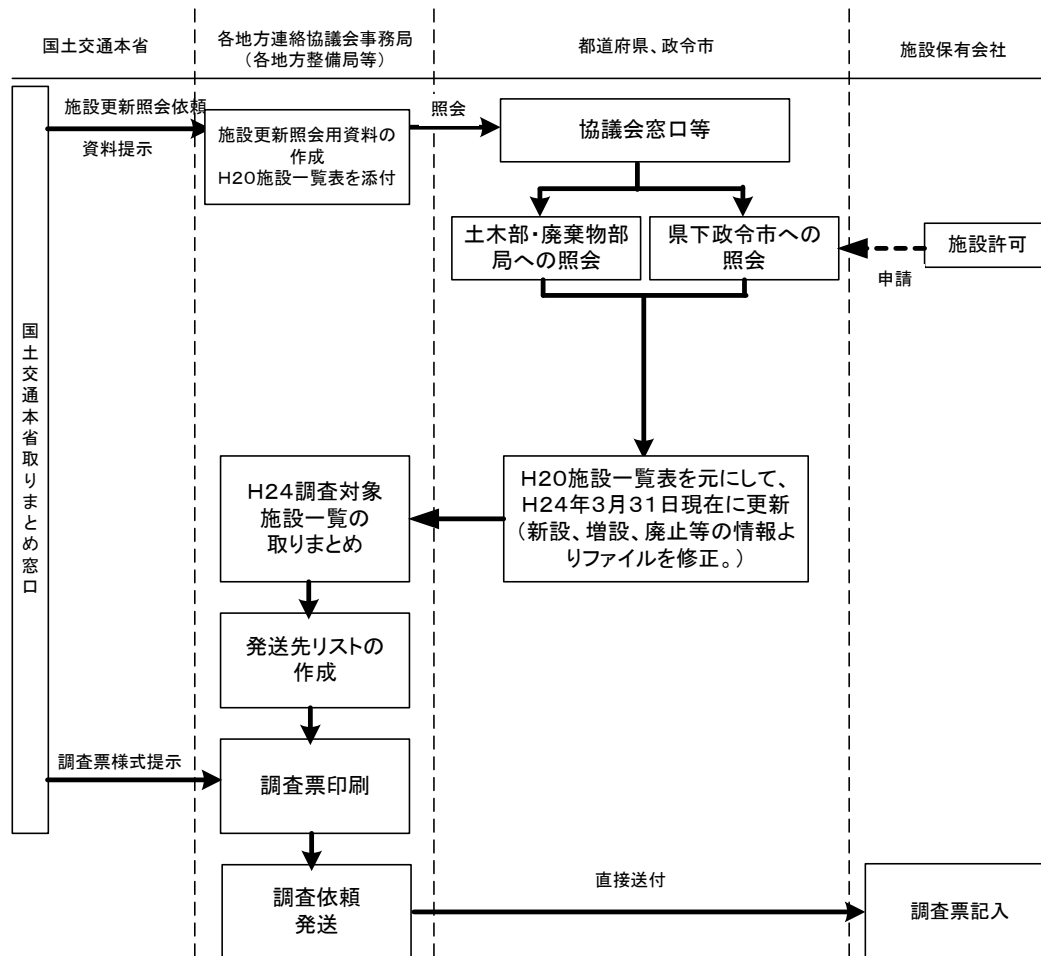


図 4 配布・回収フロー（施設調査）

【回収】

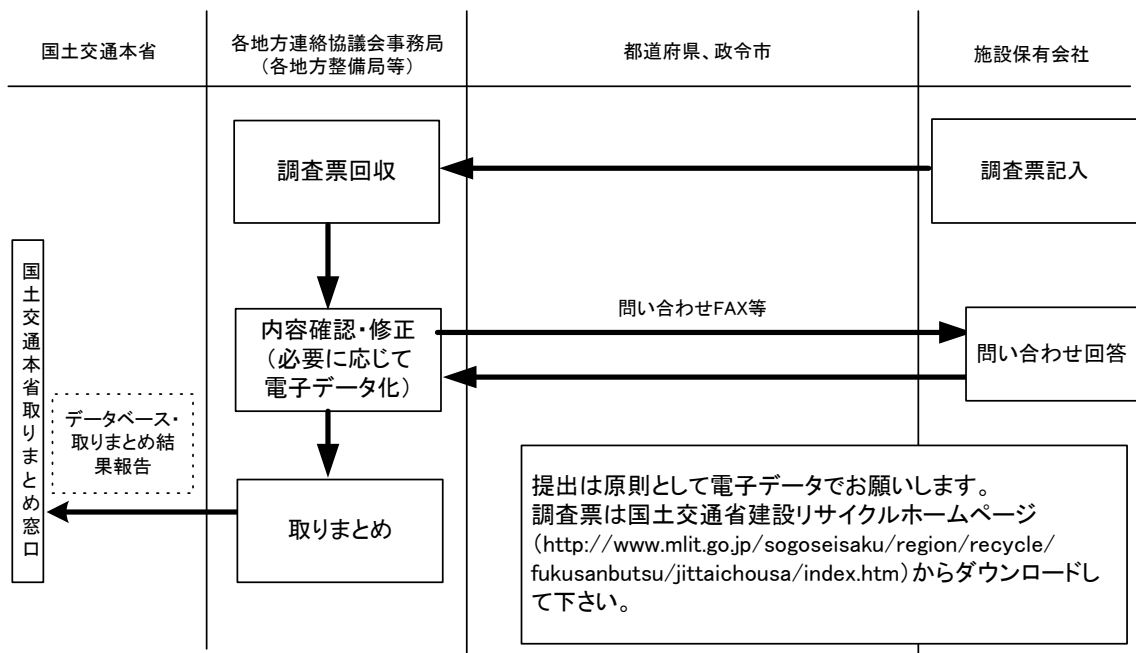


図 4 配布・回収フロー（施設調査）

表 8 各地方協議会配布・回収担当一覧 特殊法人等

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
東日本高速道路 中日本高速道路 西日本高速道路	北海道支社	東北支社	東日本本社 関東支社 東京支社 八王子支社	新潟支社 金沢支社	中日本本社 名古屋支社	西日本本社 関西支社	中国支社	四国支社	九州支社	九州支社 沖縄高速 道路事務 所
首都高速道路			本社							
阪神高速道路						本社				
本州四国連絡 高速道路						本社				
水資源機構			本社		中部支社	関西支社		吉野川局	筑後川局	
鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	北海道 新幹線 建設局	青森 新幹線 建設局	本社 東京支社 北陸新幹線 建設局	北陸新幹線 第二建設局		大阪支社			九州新幹 線建設局	
中小企業基盤 整備機構	北海道 本部	東北本部	本部 関東支部	北陸本部	中部本部	近畿本部	中国本部	四国本部		沖縄 事務所
都市再生機構			本社 東日本都市再生本部 東日本賃貸住宅本部 首都圏ニュータウン本部 千葉地域支社 神奈川地域支社 埼玉地域支社		中部支社	西日本支社			九州支社	
日本下水道事業団	北海道 総合事務 所	東北総合 事務所	本社 関東・北陸総合事務所		東海総合 事務所	近畿・中国 総合事務所		四国総合 事務所	九州総合 事務所	沖縄 事務所
環境再生保全機構			本部			大阪支部				
森林総合研究所			森林農地整備センタ ー							
成田国際空港			本社							
中部国際空港					本社					
関西国際空港						本社				
関西国際空港 用地造成						本社				

5. 2 調査結果のチェック

(1) 公共工事、民間公益工事

公共工事、民間公益工事の発注担当者は、提出された利用量・搬出先調査票について、次の手順で内容及び回収状況のチェックを行い、必要に応じて修正、督促を行って下さい。

- ①発注担当者は、元請業者から利用量・搬出先調査票が提出された時点で、記載内容に間違いがないか、記入漏れがないか等のチェックを行う。
- ②発注担当者は、「CREDAS入力システム」等の登録工事リスト一覧等で、調査対象となっている工事で提出洩れがないかチェックし、必要に応じて元請業者に督促を行う。
- ③各発注機関単位、または連絡協議会事務局で、利用量・搬出先調査結果を「H24センサス入力システム」等データに取りまとめ、未回収あるいは回収件数の低い機関について、必要に応じて督促を行う。

(2) 民間工事（民間公益工事以外）

連絡協議会事務局は、回収した民間工事（民間公益工事を除く）の調査結果の内容チェックを行って下さい。

表 9 建設副産物対策連絡協議会事務局連絡先

協議会名	事務局	住所	電子メール	電話番号	管内都道府県
北海道地方建設副産物対策連絡協議会	北海道開発局 事業振興部技術管理課 技術調査係	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	Recycle @hkd.mlit.go.jp	011-709-2311 (5654)	北海道
東北地方建設副産物対策連絡協議会	東北地方整備局 企画部技術管理課 基準第三係	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	rodoshizai @thr.mlit.go.jp	022-225-2171 (3336) (3338)	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会	関東地方整備局 企画部技術調査課 安全施工係	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎第2号館	recycle @ktr.mlit.go.jp	048-601-3151 (3261) (3262)	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・山梨県・長野県
北陸地方建設副産物対策連絡協議会	北陸地方整備局 企画部技術管理課 教習係	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	fukusan @hrr.mlit.go.jp	025-280-8880 (3331)	新潟県・富山県・石川県
中部地方建設副産物対策連絡協議会	中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館	gikanmado @cbr.mlit.go.jp	052-953-8119 (3336) (3337)	岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
建設副産物対策近畿地方連絡協議会	近畿地方整備局 企画部技術調査課 労働資材係	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	recycle @kkr.mlit.go.jp	06-6942-1141 (3281) (3282)	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国地方建設副産物対策連絡委員会	中国地方整備局 企画部技術管理課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	recycle @cgr.mlit.go.jp	082-221-9231 (3281)	鳥取県・島根県 岡山県・広島県・山口県
建設副産物対策四国地方連絡協議会	四国地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	recycle @skr.mlit.go.jp	087-851-8061 (3341)	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州地方建設副産物対策連絡協議会	九州地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎	taguma-m8910 @qsr.mlit.go.jp	092-471-6331 (3341) (3342)	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄地方建設副産物対策連絡協議会	沖縄総合事務局 開発建設部技術管理課 資材労務係	〒900-0006 沖縄県那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	recycle @ogb.cao.go.jp	098-866-0031 (3281)	沖縄県

Ⅶ スケジュール

